

平成29年12月22日

第 106 回 遠野市農業委員会総会議事録

第106回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成29年12月13日
告示番号 遠野市農業委員会告示第17号
会議年月日 平成29年12月22日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 2番 似田貝順一、3番 鈴木重徳、4番 佐々木義弘、6番 萩野一、
8番 阿部儀信、9番 菊池友吾、10番 奥友康悦、11番 菊池妙子、
12番 山崎登久昭、13番 鬼原壽一、14番 佐々木敦緒、15番 佐々木幸悦、
16番 菊池由雄、17番 北湯口進、18番 阿部正嗣、19番 小向幸子、
20番 鳥屋部静夫、21番 佐藤芳夫、22番 新田佐悦、23番 田中ナオ子、
25番 綱木秀治、26番 多田和敏、27番 古屋敷徳夫、28番 白岩正義、
29番 菊池康祝、30番 千葉勝義、31番 佐々木誠一
欠席委員 1番 菅原一雄、5番 奥寺晴夫、7番 佐々木恵美子、24番 濱田平八郎

会議に出席した職員 事務局長 河野和浩
事務局次長兼
農業振興係長 菊池今英
農地係長 千葉芳治

本日の案件 第106回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の
報告について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第53号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に
対する可否決定について
議案第54号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す
る可否決定について
議案第55号 農用地利用集積計画の決定について
議案第56号 農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について
議案第57号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第59号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

開会時刻 午後2時30分

議 長	<p>皆さん、定刻になりましたので始めたいと思います。本日は足元の悪い中、そしてお忙しい中お集まりをいただき、ありがとうございました。ただ今から総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を、27番、古屋敷徳夫委員に願います。</p>
委 員	<p>〔「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略〕</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は、27名であります。定足数に達しましたので、第106回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。1番、菅原一雄委員、5番、奥寺晴夫委員、7番、佐々木恵美子委員の3名からは欠席の届出があります。24番、濱田平八郎委員からは遅れる旨の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議 長	<p>【会長報告】 続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。 11月27日、いわてポラーノの会・（一般社団法人）岩手県農業会議、女性農業委員等登用に向けた市長、市議会議員等要請に参っております。 11月28日～12月8日、平成29年12月遠野市議会定例会に出席しております。この中で、私が就任した挨拶をしております。 11月29日、平成29年度農業者年金加入推進セミナー及び本県選出国會議員との政策要請懇談会に出席しております。懇談会には岩手県の国會議員7名が出席しておりまして、5名が衆議院議員、2名が参議院議員でございます。国会の方は議案審議中でありまして、本人出席は、階猛衆議院議員、高橋ひなこ衆議院議員、藤原崇衆議院議員、平野達男参議院議員、木戸口英司参議院議員の方々でございました。他は秘書の方でした。私の方からは2点、地元衆議院議員の鈴木俊一議員の清川政策秘書に要請を行いました。その2点は鳥獣被害の件と多面的機能支払制度でございます。それをお願いしてまいりました。 11月30日、平成29年度全国農業委員会会長代表者集会。これについては、4件のパネルディスカッションがありました。そのうち1点が、岩手町の松本良子会長が発表しております。その他、茨城県茨城町、兵庫県南あわじ市、千葉県香取市の農業委員等が発表しております。主な内容は、新法に伴ったものでございました。非常に参考になった内容でございます。 12月19日、水稻展示栽培品種試食会。これは、11時から12時半まで上郷町板沢地区コミュニティ消防センターで行われております。 同日、友好都市交流事業に係る遠野市民交流団報告会が13時半から市役所とぴあ庁舎会議室で16時まで行われております。 以上、6件について、私の出席した内容の報告でございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>【事務事業経過報告】 続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>事務事業経過報告をいたしますが、お手元に、遠野市農業委員会事務事業経過報告書をお渡ししてございます。それに基づきながら報告いたします。 11月28日、第9回遠野市農林水産振興大会及び祝賀会が開催され、多数の委員さんへ出席していただいております。 12月11日、農地法等申請締切日。 12月15日、農地転用等現地確認調査を行っております。本日の議案として上程しております。 12月20日、第8回運営委員会を開催いたしまして、本日の議案について審議しております。 本日、第106回総会。終了後に遠野市農業委員活動等表彰受賞祝賀会J Aとおの生活センターで開催する予定でございます。 明日以降の主な行事予定でございます。</p>

	<p>12月28日、仕事納めの式の予定でございます。 年が明けまして、1月4日、仕事始めの式でございます。 1月5日、遠野市民新年交賀会ですが、後ほど説明いたしたいと思いますが、今年度からご案内という形ではなくチケット購入という形に変わったということです。これにつきましてその他のところで詳しく説明いたします。 1月7日、遠野市消防出初式。これにつきましては会長が出席の予定でございます。 1月10日、農地法等申請締切日でございます。 1月11日～12日、平成29年度市町村農業委員会会長職務代理者・部会長等研修会が開催される予定でございます。これには似田貝農政専門委員長が出席する予定となっております。 1月15日、農地転用等現地確認調査。 1月25日、第107回遠野市農業委員会総会。場所が遠野浄化センター会議室でございますので、お間違えのないようにお願いします。 以下、2月14日～15日、女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会、そして市町村農業委員会会長研修会の予定となっております。 以上でございます。</p> <p>【報告事項】</p>
議 長	<p>次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出案件は専決処分したので、その内容を事務局長から報告いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>報告第1号について、ご説明いたします。議案書1ページは、農地法第3条の3第1項の規定に基づき相続等によって権利を取得された3名の方からの届出でございます。本案件につきましては、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により別紙報告第1号のとおり会長が専決処分し届出者に受理通知書を交付しましたので、同条第3項の規定に基づき本総会に報告するものでございます。 以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今事務局長から報告ありましたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 次 長	<p>2ページでございます。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨通知書が提出されたので報告するものでございます。番号1番、2番とも農業経営基盤強化促進法による一部解約でございます。 以上、ご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局に報告をいたさせたことに、質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p>
議 長	<p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族、若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので審議には退席を願います。</p> <p>【日程第1】</p>

議	長	<p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に28番、白岩正義委員、29番、菊池康祝委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。事務局。</p>
農地係	長	<p>3ページでございます。第106回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。</p> <p>法第3条、今月計37件、面積712,673㎡。</p> <p>利用集積、今月計58件、面積268,772㎡。</p> <p>法第4条、今月計1件、面積4.44㎡。</p> <p>4ページです。</p> <p>法第5条、今月計3件、面積995㎡。</p> <p>適用外、今月計1件、面積4,517㎡。</p> <p>法第18条第6項、今月計2件、面積10,719㎡。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>【日程第2】</p> <p>次に、日程第2、議案第53号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係	長	<p>5ページでございます。議案第53号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。申請は全部で33件でございます。</p> <p>番号1番～22番、24番、25番、27番～30番、32番、33番は農業者年金受給に伴う使用貸借の再設定であり、使用貸借の期間は記載のとおりとなっております。なお、借受人が市外の方につきましては休日に来て農作業を行っているとのことで、また、近くの農家の方にも作業の手伝いをいただいているとのことです。経営移譲年金の受給者である貸人につきましても、経営者からは退くこととなりますが引き続き農作業を行っていくことは可能なものでございます。</p> <p>番号23番、賃貸借期間満了に伴い契約期間を再設定し、引き続き借り受けるものです。</p> <p>番号26番、31番は親子間による使用貸借の再設定であり、使用貸借の期間は記載のとおりとなっております。</p> <p>以上、33件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただ今の説明に関連して担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いしたいところではありますが、●●地区担当委員2名とも休んでおりますので、内容を事務局から説明をお願いします。</p>
農地係	長	<p>番号23番につきまして、15日に農業委員2名と現地確認してまいりました。この件につきましては、11月31日付で契約が切れることに伴いまして、前回2年契約だったものを今回10年契約とし、再設定し、引き続き借り受けるものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>

議 長	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 53 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 53 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第 3】</p> <p>続きまして、日程第 3、議案第 54 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>11 ページでございます。議案第 54 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第 3 条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号 1 番、当申請地の近接地に譲受人の農地があり、規模拡大のため譲り受けるものです。譲渡人は相手方の要請により譲り渡すもので、売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号 2 番、一戸建て住宅と合わせて農地を譲り受けて新規就農するものでございます。譲渡人は市外へ転居し、離農のため譲り渡すものでございます。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号 3 番、労力不足のため譲り渡すものです。当申請地は譲受人の居宅と近接しているものであり、売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号 4 番、労力不足のため譲り渡すものです。譲受人は相手方の要請により規模拡大のため譲り受けるものです。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>以上 4 件、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●●地区担当委員をお願いします。</p>
1 9 番 委 員	<p>19 番、小向です。15 日、事務局 2 名農業委員 2 名で 2 か所の現地確認をしました。1 番につきましては、譲受人は譲渡人の土地と隣接しており、隣り合わせの場所にあるということで、管理も問題ないということで現地を確認いたしました。2 番については、譲渡人が、事務局の説明のとおり、市外へ転出するというので、新たに新規就農ということで購入したということで、場所を確認しましたが、特に問題ないと確認しました。</p>
議 長	<p>次に●●●地区担当委員、お願いします。</p>
1 4 番 委 員	<p>14 番、佐々木です。現地確認当日 12 月 15 日でありましたが、私は都合で立ち会えませんでしたので千葉委員と事務局主任とで確認をしていただいて、私は次の日に買受人本人とで現地確認をいたしました。渡人は高齢者の母と 2 人暮らしで、農地の維持が難しくなり荒廃化し出していたところから、「貸したい、売りたい」の相談を受けましたので、畜産農家等担い手へ声をかけましたものの受け手がなかなか見つからない状況から、当該農地へ隣接して居宅のある買受人に話を持ちかけたところ、本水田を活用して新たに和牛繁殖の取り組みを検討するとの方向で本案件の申請があったものであります。買受人には 30 代の農業後継者もあり権利移転後は全部耕作が可能であると判断されるものから、当該案件は適正と確認いたしましたのでご報告いたします。</p>

議 長	次に、●●地区担当委員、お願いします。
15 番 委 員	15 番、佐々木幸悦と申します。15 日に事務局と地域の農業委員で現地確認を行っております。両者は今までも賃貸借権設定をしてきた関係です。この資料に記載しているとおり、この理由のとおり、何ら問題のないものです。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。以上で現地確認調査の説明が終了しました。質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 54 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 54 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第 4】 続きまして、日程第 4、議案第 55 号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長	12 ページでございます。議案第 55 号、農用地利用集積計画の決定について説明いたします。遠野市長より、遠野市農用地利用集積計画の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき議決を求めるものでございます。本議案に係る申請は 58 件、新規が 31 件、更新が 27 件でございます。なお、新規 31 件には農地中間管理事業によるものが 11 件含まれてございます。 1 番 2 番、更新でございます。 3 番、新規で契約期間 3 年の賃貸借権設定でございます。 4 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借、中間管理権の設定でございます。これは次の議案 56 号 1 番と関係してございます。 5 番、更新でございます。 13 ページでございます。 6 番、新規で契約期間 6 年の賃貸借権設定でございます。 7 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借、中間管理権の設定でございます。これは次の議案 56 号 1 番と関係してございます。 8 番 9 番 10 番、更新でございます。 11 番、新規で契約期間 5 年の使用貸借権設定でございます。 14 ページでございます。 12 番 13 番、更新でございます。 14 番、新規で契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。 15 番、新規で契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。 16 番、更新でございます。 17 番、新規で契約期間 5 年の使用貸借権設定でございます。 15 ページでございます。 18 番、更新でございます。 19 番、新規で契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。 20 番、新規で契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。 21 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。 22 番、更新でございます。 23 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借、中間管理権設定でございます。これは次の議案 56 号 2 番 3 番と関係してございます。

<p>議 長</p> <p>14 番 委 員</p>	<p>16 ページでございます。</p> <p>24 番 25 番、更新でございます。</p> <p>26 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借、中間管理権設定でございます。これは次の議案 56 号 4 番と関係してございます。</p> <p>27 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借、中間管理権設定でございます。これは次の議案 56 号 4 番と関係してございます。</p> <p>28 番、新規で契約期間 10 年の使用貸借、中間管理権設定でございます。これは次の議案 56 号 5 番と関係してございます。</p> <p>29 番、新規で契約期間 10 年の使用貸借、中間管理権設定でございます。これは次の議案 56 号 5 番と関係してございます。</p> <p>17 ページでございます。</p> <p>30 番、新規で契約期間 10 年の使用貸借、中間管理権設定でございます。これは次の議案 56 号 5 番と関係してございます。</p> <p>31 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借、中間管理権設定でございます。これは次の議案 56 号 4 番と関係してございます。</p> <p>32 番 33 番 34 番、更新でございます。</p> <p>18 ページでございます。</p> <p>35 番、新規で契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。</p> <p>36 番、更新でございます。</p> <p>37 番、新規で契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。</p> <p>38 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。</p> <p>39 番、新規で契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。</p> <p>40 番、更新でございます。</p> <p>19 ページでございます。</p> <p>41 番、更新でございます。</p> <p>42 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。</p> <p>43 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。</p> <p>44 番、新規で契約期間 8 年 4 カ月の賃貸借権設定でございます。</p> <p>45 番、更新でございます。</p> <p>46 番、新規で契約期間 5 年の使用貸借権設定でございます。</p> <p>20 ページでございます。</p> <p>47 番 48 番、更新でございます。</p> <p>49 番、新規で契約期間 5 年の使用貸借権設定でございます。</p> <p>50 番、新規で契約期間 5 年の使用貸借権設定でございます。</p> <p>51 番、新規で契約期間 10 年の使用貸借、中間管理権設定でございます。これは次の議案 56 号 6 番と関係してございます。</p> <p>21 ページでございます。</p> <p>52 番、新規で契約期間 10 年の使用貸借、中間管理権設定でございます。これは次の議案 56 号 6 番と関係してございます。</p> <p>53 番、54 番、55 番、更新でございます。</p> <p>56 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。</p> <p>57 番、58 番、更新でございます。</p> <p>申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりでございますのでご覧ください。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていることの各要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p> <p>説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>14 番です。37 番の案件について説明をお願いします。■■■■が水田をお借りして水稻の作付する計画でありますけれども、■■■■は今までも農業をやられておったのか、それとも新規なのか、その辺を教えてください。</p>
----------------------------	--

事務局次長	今までも近隣に農地を借りて農業をやられております。認定農業者になられまして受託。
14番委員	当然認定農業者しかこの事業買い取りになりませんので、内容、どのような経緯でなされているのか。
事務局次長	ちょっといいですか。
議長	休憩いたします。 (休憩)
議長	再開いたします。事務局。
事務局次長	はい。トラクター、コンバイン等の機械を持って近隣の田植え、稲刈り等の委託を受けて、受託してやられております。
議長	よろしいですか。
14番委員	私が聞いたのは経営内容、経営規模を聞いたのでありまして、トラクターとか機械を聞いたのではなくて、5年後には所得380万以上になる計画だとは思うのですけれども、今やられている規模がどういうものなのかとお聞きしたかったのですけれども。
議長	休憩します。 (休憩)
議長	再開します。事務局。
事務局次長	経営規模は田んぼが310aでございます。
議長	310aです。いいですか。
14番委員	はい、分かりました。
議長	他はないですか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第55号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	【日程第5】 続いて、日程第5、議案第56号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長	22ページでございます。議案第56号、農用地利用配分計画の案の作成に対する意

	<p>見決定について、ご説明いたします。遠野市長より農用地利用配分計画案に係る協議がありましたので意見を求めるものでございます。本議案に係る申請は利用権設定が6件、●●地区、●●地区及び●●●地区に係るもので、前の議案第55号で中間管理権が設定された11件、合計28筆43,957haが配分計画されているものでございます。</p> <p>1番、賃貸借権設定、契約期間10年でございます。 2番、賃貸借権設定、契約期間10年でございます。 23ページでございます。 3番、賃貸借権設定、契約期間10年でございます。 4番、賃貸借権設定、契約期間10年でございます。 5番、使用貸借権設定、契約期間10年でございます。 6番、使用貸借権設定、契約期間10年でございます。 申請の内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。 以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
14番委員	14番です、佐々木です。確認させてください。賃貸料ですけれども、1番が9,415円/10aあたり、4番が8,944円/10aあたり。これは金額を面積で割った結果このような端数になったのか、私的なことなのですかけれども、どのようなことでこのような端数の金額になったのか教えてください。
事務局次長	協議で決まって、相対の面積で割り返して記載してございましたので、端数がついた表記となっております。
14番委員	はい、了解しました。
議 長	あとはありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第56号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第6】 続いて、日程第6、議案第57号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係長	24ページでございます。議案第57号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第7条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。 番号1番、道路隅切りを目的とする、道路水路等用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり、第3種農地と判断しました。25ページ、議案第58号、番号1番と関連いたしますが、申請者は5条の農地転用申請のため農地を売り渡す計画であり、5条転用地の遠くにある自己所有農地への通作利便を確保するため道路の隅切りを設けようとするものであり、第3種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。 以上、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないものと判断されるもの

	でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長	ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。 ●●地区担当委員をお願いします。
28 番 委 員	28 番、白岩です。15 日に、事務局 2 名農業委員 4 名で確認いたしました。場所は ■■■■■の前の方になります。住宅街。道路の隅切りで車が入りし易いように、 という形になります。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、こ れより質疑に入ります。質疑ございませんか。
25 番 委 員	はい、25 番。ちょっとお伺いしますけれども、先ほど事務局で「残高証明書」とい うお話がありましたが、こういう隅切りの場合とか、面積で割れる、残高証明書は大 体相場とか規定があるのでしょうか。
農 地 係 長	規定とかそういったものはございませんけれども、資金の確実性といった部分で、 自己資金であれば残高証明書で確認させていただいております。
議 長	いいですか。
25 番 委 員	じゃあ、ないということですね。いくら以上あれば良いとかそういうのはないと。
議 長	事務局。
農 地 係 長	事業計画書と許可申請書で、このくらい掛かるといった部分で、その部分をクリア した金額があれば良いことになってございます。
25 番 委 員	はい、了解しました。
議 長	あとは、ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 57 号は原案 のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 57 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第 7】 続いて、日程第 7、議案第 58 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に 対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農 地 係 長	25 ページでございます。議案第 58 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第 15 条第 1 項の規定によ り提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。 番号 1 番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとする ものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり、第 3 種農地と判断しま した。申請者は現在アパート生活をしており、将来に向かって安定した生活をするた め住宅を新築しようとするものであり、住宅地内にあり、生活の便、交通の便が良い ことから当申請地を適地としたものであり、第 3 種農地は原則許可できるものでござ

	<p>います。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号2番、業務拡大に伴う資材置場整備を目的とするその他施設用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり、第3種農地と判断しました。申請者は遠野市内からの受注が増え業務拡大のため資材置き場を整備しようとするものであり、国道から近く交通の利便性が良いことから当申請地を適地としたものであり、第3種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号3番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり、第3種農地と判断しました。申請者は現在借家住まいなので、結婚を機に一戸建て住宅を新築しようとするものであり、街道や病院等への利便性が良いことから当申請地を適地としたものであり、第3種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金、融資により確保する計画であり、金融機関の残高証明書、融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上3件、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当委員、お願いします。</p>
28番委員	<p>28番、白岩です。</p> <p>1番の件は、先ほど畑の隅を道路にするという説明をしましたが、その所でございます。</p> <p>2番目は、●●の■■■■■から入ってすぐ大きな家がありますが、その家の周り、後ろ側の方ということになります。住宅街で、周りに全部住宅が建っているところで、何ら問題がないと思います。</p> <p>3番目は、●●の十字路を下がってきて、乗用馬を飼育していた場所になります。そこの一部を住宅にするということでは何ら問題はないというように思います。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
14番委員	<p>14番、佐々木です。先ほど議決にはなりましたが、1番の案件と先ほどの4条1項の1番、道路の隅切り、これが同じところということでしたが、先ほどの議案については■■■さんの家に入る道路の隅切りかという判断でしたけれども、今現地確認委員から説明いただくと、1番が■■■■■さんの住宅新築に伴う転用申請だと。すると、さっきの案件と今回の案件、2人その同じ道路を使うという判断でよろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
農地係長	<p>お答えいたします。2人ということではなくて、■■■さんが今回売り渡した■■■さんの農地の奥の方に■さんが所有しているということで、家を建てる部分で隅切りを置くまで売買ということもあったかもしれないですが、売ってしまったから人の土地を通ったとか言われぬように、■■■さんではなく■さんが自分の名義のまま隅切りを行うということでございました。</p>
14番委員	<p>いまいち理解できないのですが。4条は自分の土地を自分で転用申請する。5条はよそ様の土地を借り受ける方が転用申請するという案件でありますね。なぜ先ほどの4条で、自分で転用して■■■さんに使わせるということなのですか。</p>

農地係長	すみません、説明が分かりづらかったと思うのですが、■■■さんが自分の奥の農地のための利便性を考えてしたものでございます。
14番委員	はい、分かりました。
議長	あとは、ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第58号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	【日程第8】 続いて、日程第8、議案第59号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係長	26ページです。議案第59号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、でございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されたので、可否の決定を求めるものでございます。 番号1番、当申請地付近から昭和60年に転居し、遠隔地となってから山林化し、現在に至ってしまったものです。相続で取得したため農地としての認識がなく、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものでございます。 以上、ご審議よろしくお願いたします。
議長	ただ今の説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。
11番委員	11番、菊池です。15日、地元農業委員4名と事務局2名で確認しました。場所は■■■■■の■■■付近にありまして、木がだいぶ大きくなっているのを確認いたしました。以上です。お願いします。
議長	ありがとうございました。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第59号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	【その他】 その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。
23番委員	確認したいのですが、既に農業委員等の締め切りは終わったわけですが、その内容を説明できるのであれば。

事務局 長	<p>12月6日で締め切った状況についてはホームページの方に公表してございますけれども、概要だけ説明申し上げたいと思います。12月6日締め切りについては、農業委員推薦及び応募につきましては16名、最適化推進委員につきましては22名。定数からいきますと農業委員3名、推進委員4名が不足しております。これにつきましては12月18日再募集を、28日まで行っております。それで今の状況では農業委員2名、最適化推進委員2名、再募集で推薦及び応募がございました。合計いたしますと現在では、農業委員18名、最適化推進委員24名、推薦及び応募があったという状況でございます。</p>
23番 委員	<p>まだ定数には達していないということですか。</p>
事務局 長	<p>まだ農業委員1名、最適化推進委員2名まででございます。</p>
議 長	<p>その他ございますか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>では、事務局から事務連絡。</p>
事務局 長	<p>それでは私の方から2点程でございます。</p>
	<p>最初に、「年末年始における綱紀の保持及び道路交通法の順守について」という文書をお渡ししております。先月の総会の際に会長の方からございましたが、それについて本日文面にして皆様にお渡ししたところでございます。内容については年末年始の飲食する際の注意、交通事故・違反の防止に努めるように注意をされたいという内容でございますので、年末年始にあたりましてご注意をお願いしたいと思います。</p>
事務局 次長	<p>私の方から、封筒に入れてお渡ししておりますけれども、12月分の報告用紙をお配りしております。1月10日までによろしく申し上げます。今回12月分のお願いですが、11月分まで未だ未提出の分がある方はこの後の任期が短くなってまいりましたので、できれば1月10日に併せていただければ、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>【閉会】 以上をもちまして、第106回遠野市農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。</p>
	<p>午後3時42分閉会</p>
	<p>署 名</p>
	<p>遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p>
	<p>平成 年 月 日</p>
	<p>遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____</p>
	<p>同 番 _____</p>
	<p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>